湯前町教育大綱



令和元年8月

令和5年3月一部改正

令和5年9月全部改訂(案)

湯 前 町

目 次

0	策	定の趣旨	2
0	大	綱の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	教育大綱の対象期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
0	基	基本的施策 ······	
	1	学校教育の <mark>充実振興 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</mark>	3
	2	社会教育の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3	社会体育の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	4	文化財 ⊕ 保護 <u>• 活用</u> と文化 ⊕ 振興 ····	4

〇策 定 の 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されたところです。

今回この改正は、教育の政治的中立性、継続性、安全性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものです。同法第1条の3第1項には、「地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を定めるものとする」と規定されています。

湯前町教育大綱の策定にあたっては、国の第2期教育振興基本計画(令和5年6月16日平 成25年6月14日閣議決定・以下「教育振興基本計画」)に おける基本的な方針を参酌し、本町の実情に応じて策定をしました。

〇大綱の基本的な考え方

1 計画の性格

この「湯前町教育大綱」は、本町教育の基本理念や教育目標などの方向性を示すものであるとともに、教育行政を総合的に推進していくよりどころとなるものであり、「国の第2期教育振興基本計画」及び「湯前町総合計画」を踏まえて定めますたところです。

2 教育大綱の対象期間

令和 5 年度(2023)から令和 9 年度(2027)平成 2 7 年度から平成 3 2 年度までの 5 年間とし、 3 年毎に見直しを行うこととしになっています。 そこで、今回見直しを行いましたが、対象期間は従前と同様です。なお、次期教育大綱を策定するまでは、対象期間を延長できるものとします。

〇基本的施策

1 学校教育の充実

未来を担う子どもたちに充実した教育活動が展開できるように教育環境づくりに努めます。

また、地域とともにある学校づくりを目指すとともに、児童生徒が心身共に健やかに成長するよう支援します。

- 校内研修の充実と学力向上
- 小中一貫教育の推進
- 地域とともにある学校づくり
- 人権教育の推進
- 食育の推進
- 学校教育施設・設備の整備
- 学校施設の計画的な整備
- ICT機器の整備・活用による学力向上
- 英検補助等による英語教育の推進
- フミュニティ・スクールの推進
- 小中連携の充実
- 他町村等との交流を通した広い視野を持つ児童生徒の育成
- 人権教育の推進

2 社会教育の振興

町民が様々な分野で主体的に生涯学習に取り組めるように、社会教育環境の整備を図るとともに、推進体制の確立と充実に努めます。

また、学校と家庭や地域、或いは地域住民が互いに連携を深め、地域全体の教育力を高めます。

- 青少年の健全育成
- 読書活動の推進
- 人権教育の推進
- 地域学校協働本部事業と家庭教育の推進
- 生涯学習・分館活動の推進
- 社会教育施設の充実
- 中央公民館等の社会教育施設の整備
- 生涯学習講座の充実
- 地域学校協働本部事業の推進
- 公民分館活動の活性化
- 家庭教育の充実

3 社会体育の振興

健康・体力の保持増進や地域コミュニティの形成を目指して、生涯スポーツの推進や社会体育行事の充実に努めます。

また、B&G海洋センター及び周囲の社会体育施設の整備を図るとともに、海洋センターを拠点とした事業を推進します。

- スポーツ団体の充実と活性化
- 体育施設の整備・維持管理

- B&C 海洋センター関連施設の計画的な整備
- 全国の海洋センターと連携した事業の展開
- スポーツ推進員等の指導者の育成と活用
- 放課後に活動する小学校体育活動の支援
- スポーツ大会等を通した交流人口の拡大

4 文化財の保護・活用と文化の振興

本町の貴重な文化財や伝統文化の保存と活用に努めるとともに、郷土の歴史や文化を身近に感じてもらえるための情報発信や機会を提供していきます。

また、湯前まんが美術館の整備や関連事業の充実にも努めます。

- 文化財愛護意識の向上
- 未指定文化財の調査
- 指定文化財の維持管理
- 文化団体の育成
- 湯前まんが美術館事業の充実

- 御大師堂等の文化財及び関連施設の計画的な整備
- 伝統文化の保存と継承
- 文化財等の資源を活用した交流人口の拡大
- 湯前まんが美術館事業を通した漫画文化の普及